

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 27 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市条例第 53 号

つくば市地酒等による乾杯の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市産の日本酒、ワイン、ビールその他の酒類(以下「地酒等」という。)による乾杯を推進することにより、地酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(令 6 条例 45・一部改正)

(市の役割)

第 2 条 市は、地酒等による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 3 条 地酒等の生産、販売等に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、市及び事業者が行う地酒等による乾杯を推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第 5 条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。